

# 政 策 提 言 書

平成 26 年 5 月 30 日

南海トラフ地震による超広域災害への備えを強力に進める 9 県知事会議

静岡県知事	川勝	平太
愛知県知事	大村	秀章
三重県知事	鈴木	英敬
和歌山県知事	仁坂	吉伸
徳島県知事	飯泉	嘉門
愛媛県知事	中村	時広
高知県知事	尾崎	正直
大分県知事	広瀬	勝貞
宮崎県知事	河野	俊嗣

## 南海トラフ地震対策の充実強化に関する提言

東日本大震災の教訓を踏まえ、全国各地で大規模な地震や津波を想定した防災・減災対策が進むとともに、南海トラフを震源とする巨大地震がもたらす深刻な直接的・間接的被害への対策について、国家レベルで検討が進められているところです。

こうした中、昨年12月27日、我々関係県にとって念願でありました「南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」が施行され、去る3月28日には、特措法に基づく南海トラフ地震防災対策推進地域及び南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域が指定されました。

このことにより、地震・津波から尊い命を守るため、国による財政支援の下、国と地方が一体となり、地震・津波対策の加速化と抜本強化が進むものと期待しております。今後さらに地域における地震・津波対策を着実に進めていくためには、制度の柔軟な運用や、一層の財政負担の軽減を図っていくことが必要となります。

また、これより先に成立した「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」に基づき国が策定する基本計画を参考し、今後、各地方自治体において、南海トラフ地震をはじめ大規模自然災害等の様々な危機を見据え、平時から災害に備えるため「国土強靱化地域計画」を策定することとなります。この地域計画の策定過程において、脆弱性を評価することにより、克服すべき課題が明確になることから、都道府県が主体となって積極的に策定に取り組む必要があります。

更に、地域計画の策定により、都道府県で「対応できること、対応できないこと」を明確にしたうえで、国と地方が各々の役割に応じて施策を推進することにより、地域の活力を高めていくことが必要であると考えています。

特に、超広域災害時の医療救護など既存の医療資源では絶対的不足が生じる地域の脆弱性に関しては、被災が想定される都道府県の取組みだけでは到底十分なものではありえず、国家的課題として必要な対策を早急に検討し、実施していくかなくてはなりません。

これらのことについて、関係自治体における南海トラフ地震対策の着実な推進と、そのけん引役としての国の体制強化のために、下記について実現するよう要請いたします。

- 1 南海トラフ地震対策の推進の指針となる国土強靭化地域計画の策定・推進を支援すること
  - (1) 地域計画の策定に取り組む地方公共団体への技術的な支援
  - (2) 地域計画の推進に対する具体的な財政支援措置の充実
  - (3) 国家的見地からの総合的な調整
- 2 医療資源が絶対的に不足する事態を回避するための災害時における医療救護体制の強化を図ること
  - (1) 国において、専属的に取り組むことができる部署の設置
  - (2) 対策の検討にあたって、医療・防災などの専門家による常設の懇談会や地方の意見を取り入れる場の設置
- 3 南海トラフ地震対策を推進するための予算の確保及び財政支援措置の充実を図ること
  - (1) 津波対策のための河川・海岸堤防の整備、排水機場の耐震化・耐水化の促進
  - (2) 住宅の耐震対策の促進
  - (3) 地震・津波観測監視システムの早期整備
  - (4) 災害応急対策活動を推進するための具体計画の早期策定及び大規模な広域防災拠点等の整備
  - (5) 津波避難対策のための集団移転促進事業の補助基本額の合算限度額の撤廃等の財政支援の充実
  - (6) 発生頻度の高い一定程度の地震による津波でも逃げ切れない津波避難困難地域を解消するための配慮
  - (7) ゼロメートル地帯等の地域の実情に応じた総合的な防災・減災対策への支援強化
  - (8) 高速道路のミッシングリンクの早期解消
  - (9) コンビナート等の地震・津波対策の迅速な推進